

(地 112)

平成 30 年 7 月 21 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

石川 広 己

平成 30 年 7 月豪雨に伴う医療法等に係る取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）衛生主管課宛に、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

本件は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う医療法等の取扱いをまとめたものです。

取扱いの内容は、①病院や診療所の建物が破損し、医療の提供が不可能な場合において代替建物等で一時的に医療の提供を継続しようとする場合の開設許可・届出、②避難所等における巡回診療、③医師等が被災した場合等の数の算定、についてであります。

なお、この 3 点については、東日本大震災の際にも同じ文言にて通知が発出されておりますことを申し添えます(平成 23 年 3 月 24 日付日医発第 1183 号(地 I 219)「平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」を貴会宛に送付済み。)

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。

事務連絡
平成 30 年 7 月 20 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）衛生主管課 御中

厚生労働省医政局総務課

平成 30 年 7 月豪雨に伴う医療法等に係る取扱いについて

西日本を中心に広域的に生じた平成 30 年 7 月豪雨に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）に係る取扱いについて、都道府県等から問合せがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

- 1 平成 30 年 7 月豪雨により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合において、これに代替する建物（仮設建物を含む。）又は建物内の他の部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続きについても同様に適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

- 2 平成 30 年 7 月豪雨により設置された避難所等において巡回診療を行う必要がある場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通知）における取扱いに関わらず、実施計画を適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、同様に平成 30 年 7 月豪雨により設置された避難所等において医師個人が巡回診療を行う場合は、避難所等における医療提供体制の実情に鑑み、必要性が高い場合においては、上記取扱いの下で実施することとして差し支えないこと。

- 3 平成 30 年 7 月豪雨により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従業者（以下「医師等」という。）が、被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2 又は第 22 条の 2 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。